

福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画 （第7期）

計画期間

令和4年	4月1日から
令和9年	3月31日まで

令和4年3月

福岡県農林水産部農山漁村振興課

<目 次>

1	計画策定の目的、背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	1
	(1) 現状	1
	(2) 特定鳥獣（イノシシ）管理計画第6期の評価	6
	(3) 管理の目標	7
	(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	7
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	8
	(1) 狩猟による捕獲の推進	8
	(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進	9
	(3) 捕獲数管理	9
	(4) 捕獲補助者制度の周知	9
	(5) 獣肉利活用の推進	9
	(6) その他	10
7	第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項	10
	(1) 生息環境の整備	10
8	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	10
	(1) 被害防除対策	10
	(2) モニタリングの実施	11
	(3) 計画の実施体制	11
	(4) 普及啓発と人材育成	11
	(5) 事故・違反の防止	12

1 計画策定の目的、背景

本県では、中山間地域を中心に、イノシシ、シカ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害が深刻化している。とりわけイノシシについては、被害が全県的に拡大している状況にある。また、近年では市街地において人的被害が発生するなど、農林業被害のみにとどまらず、県民生活との直接的な軋轢を生じており、イノシシ被害を軽減するための対策を早急に講じることが緊急の課題となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、県内における農林産物の被害軽減、人的被害の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ（イノブタを含む。）

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの期間（第13次鳥獣保護管理事業計画の計画期間内）。ただし、計画の期間内であっても、大きな状況の変化があった場合は、必要に応じて計画を見直すものとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県内全域（国指定鳥獣保護区の区域を除く。）。

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

（1）現状

① 生息環境

（ア）地形

本県は九州の北部に位置し、県土面積4,987平方キロメートルで、筑前海、豊前海、有明海の3つの海に面し、脊振山地、三郡山地、古処山地、英彦山地、福智山地、耳納山地、釈迦ヶ岳山地、筑肥山地等の山岳地や、福岡、筑後、豊前平野等からなっている。

（イ）気候

本県は九州の北端に位置しており、気候は概して温暖、年間平均気温は17.9℃、年間降水量は1,609mmである。

（ウ）植生状況

本県の森林面積は約22万2千ヘクタールで、森林率は45%であり、人工林が66%を占めている。

(エ) 土地利用状況

県土における土地利用区分別面積の占める割合は、森林が45%、農用地が17%、宅地・その他38%となっている。

② 生息動向及び捕獲状況

(ア) 生息地域

平成25年度から27年度までの捕獲場所から得たイノシシの生息地域は、県内のほぼ全域に及んでいる(図1)。

県内におけるイノシシの分布域は、昭和20年代までは県南部の筑肥山地や釈迦ヶ岳山地、県中央部の英彦山地であったが、昭和40年代には耳納山地以南の山地のほぼ全域、古処山地、英彦山地、福智山地、脊振山地東部へ、昭和50年代には脊振山地や三郡山地のほぼ全域へと拡大した。平成に入り企救半島の全域、若松半島、糸島半島や志賀島、大島、地島、姫島、玄界島などで生息が確認されている。

(付属資料 図-1)

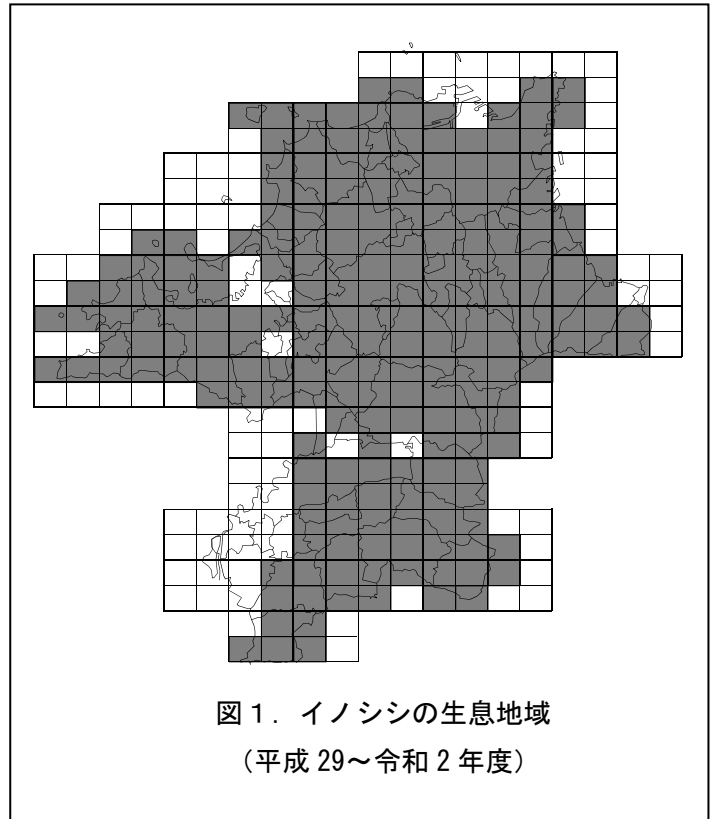


図1. イノシシの生息地域
(平成29～令和2年度)

(イ) 捕獲状況

管理捕獲(被害の防止の目的での捕獲と数の調整の目的での捕獲の合計)及び狩猟による捕獲数は年々増加傾向にあり、令和2年度では、年間約3万頭を捕獲している(図2)。

管理捕獲と狩猟による捕獲割合は、平成24年度までは狩猟が多かったが、平成25年度から管理捕獲が多くなっている。これは、国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金(※)による支援など、管理捕獲が強化されたことによるものと考えられる。

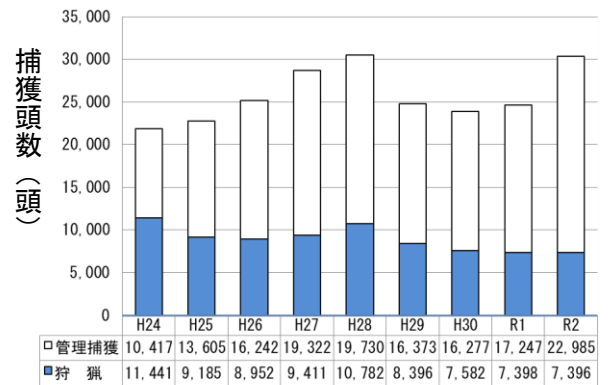


図2. イノシシ捕獲頭数の推移

※鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)(平成27年度～):
捕獲した者への頭数に応じた管理捕獲活動の経費を助成。

また、国の鳥獣被害防止総合支援事業を通して捕獲機材の導入を推進しており、平成24年度から令和2年度までに箱わな及びくくりわなを合計で約3,400基導入している(表1)。

表 1. 鳥獣被害防止総合支援事業における捕獲機材導入状況（基）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
箱わな	569	521	254	234	162	216	364	266	228	2,814
くくりわな	145	80	36	47	25	37	31	112	71	584

捕獲方法別割合は、わなによる捕獲割合が増加傾向であり、令和2年度の狩猟では、銃器による捕獲が12%、わな等による捕獲が88%程度となっている（図3）。また、管理捕獲では、銃器による捕獲が9%、わな等による捕獲が91%程度となっている（図4）。これは、農業者のわな免許取得や捕獲機材の導入が進んだ結果によるものと予想される。

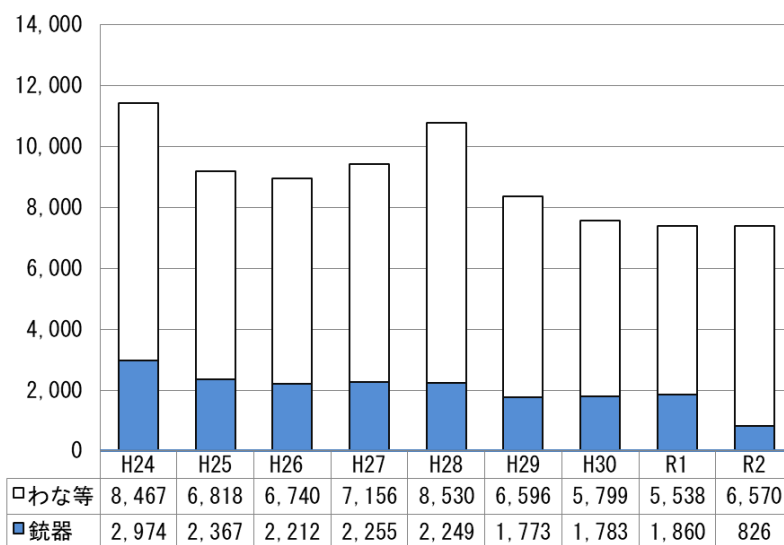


図 3. 狩猟における捕獲方法別割合と頭数（頭）

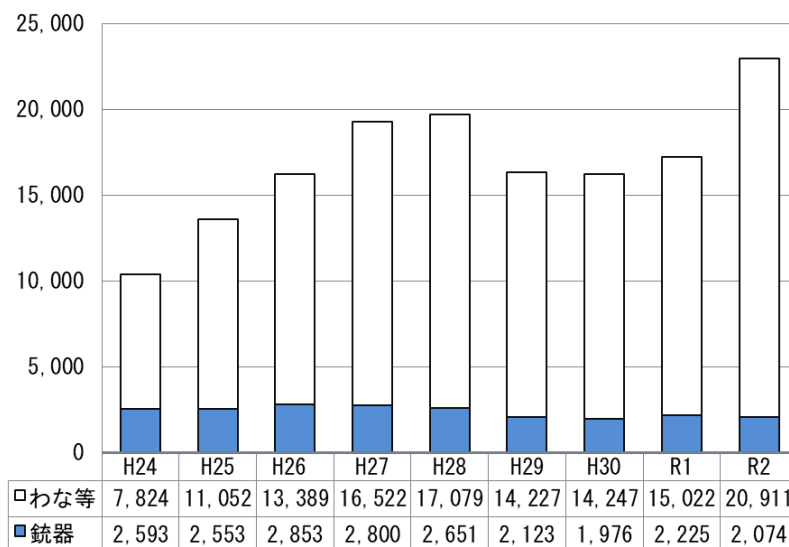


図 4. 管理捕獲における捕獲方法別割合と頭数（頭）

平成 24 年度から農林業者による自衛箱わな制度（※）が開始された。地域ぐるみで捕獲をする上で有効な手段となることから今後とも情報提供に努め、制度の周知を図っていく（表 2）。

表 2. 自衛箱わな制度による実施市町村数及び捕獲数（有害捕獲数に含む）

	H29	H30	R1	R2
自衛箱わな実施市町村数 ※捕獲実績のある市町村数	7	5	5	4
自衛箱わなによる捕獲数	900	703	728	833

※自衛箱わな制度：市町村の管理捕獲において、農林業者が自分の農地に箱わなを設置する場合、狩猟者登録が不要（詳細は 9 ページ）

③ 被害及び被害防除状況

(ア) 被害状況

被害金額は平成 22 年の 5 億 8 千 2 百万円をピークに年々減少し、令和 2 年度は 3 億 3 千万円となっている。被害金額の減少は、捕獲数の増加や侵入防止柵の整備の促進による結果と想定される。（図 5）

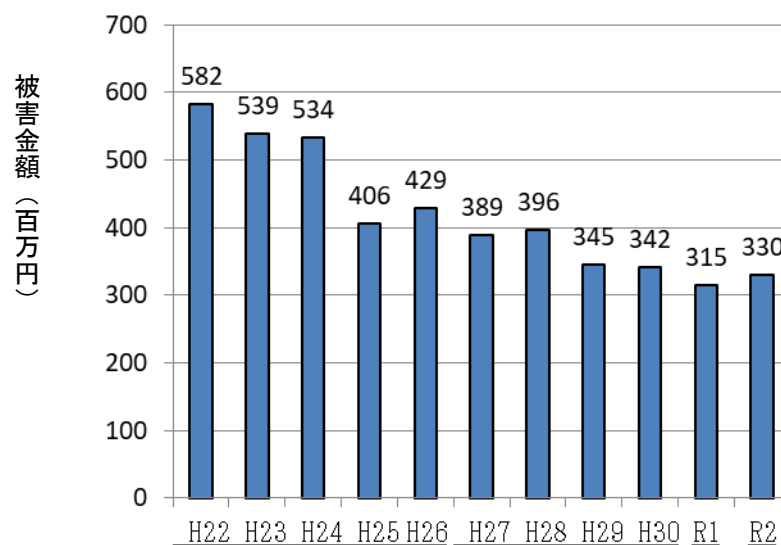


図 5. イノシシによる農林産物の被害金額

被害品目別の割合は、水稻が約 4 割、果樹類が 3 割、野菜類が 2 割、タケノコが 1 割となっている（図 6）。また、住宅地や市街地へのイノシシの出没が見られており、庭の掘り起しや出没による住民の不安感なども報告されている。

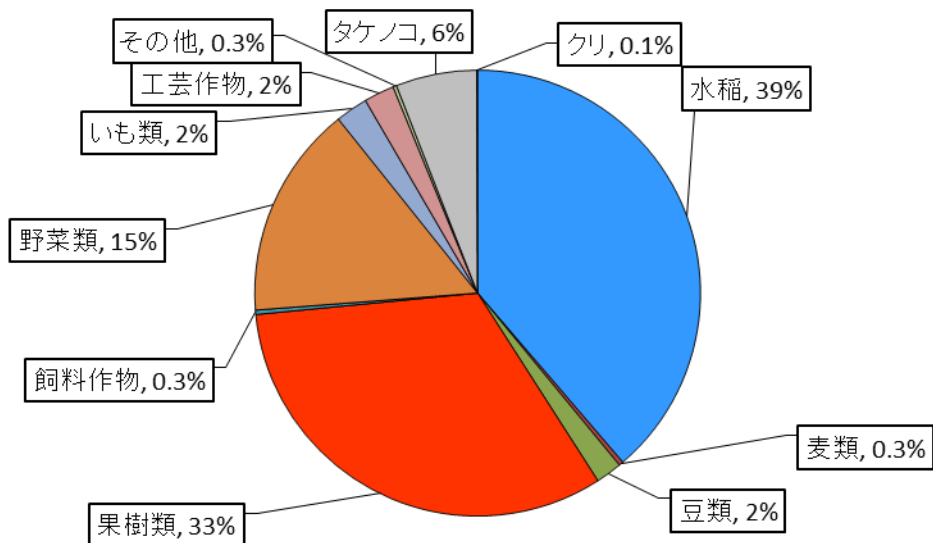


図6. 被害品目別割合（令和2年度）

(イ) 被害防除状況

イノシシによる農林産物被害を防止するため、国の鳥獣被害防止総合支援事業を活用してワイヤーメッシュ柵や金網柵、電気柵等を導入ししており、被害軽減に大きく貢献している（表3）。平成26、27年度は、26年度補正予算を活用して継続的に早期の整備を進めた。

未整備地区へのイノシシ被害の発生や柵設置後の管理の不徹底と思われるイノシシ侵入も見られている。

表3. 侵入防止柵の整備状況（鳥獣被害防止総合支援事業分）

事業年度	事業実施市町村	鳥獣被害防止施設の整備状況		
		金網・ワイヤーメッシュ柵	電気柵	その他
H20	宗像市イノシシ被害防止対策協議会他7協議会	12,000m	0	
H21	宗像市イノシシ被害防止対策協議会他7協議会	430m	3,600m	
H22	福岡市鳥獣対策協議会他18協議会	77,743m	62,047m	防鳥0.89ha
H23	福岡市鳥獣対策協議会他27協議会	384,498m	145,039m	防鳥3.74ha ワイヤー18,838m
H24	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他30協議会	793,611m	289,826m	防鳥3.0ha ワイヤー5,400m
H25	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他26協議会	783,634m	337,055m	防鳥0.43ha ワイヤー4,820m
H26	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他29協議会	1,086,639m	404,749m	防鳥4.17ha ワイヤー5,160m
H27	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他24協議会	475,867m	208,355m	防鳥0.2ha ワイヤー600m

H28	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 24 協議会	649,594m	142,151m	防鳥 0.38ha
H29	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 25 協議会	462,867m	139,250m	サルネット 柵 1,200m
H30	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	288,485m	103,877m	
R1	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	335,031m	121,944m	
R2	福岡・糸島地域鳥獣被害防止対策広域連絡協議会他 26 協議会	191,464m	78,803m	
計		5,541,863m	2,036,696 m	防鳥ネット 12.81ha ワイヤーネット柵 34,818m等

④ その他

(ア) 狩猟者の状況

県内狩猟者登録数及び第 1 種銃猟登録者数は、平成 25 年度までは年々減少傾向（表 4）となっているが、わな猟については、増加傾向となっている。

表 4. 狩猟者登録者数の推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網 猟	25	22	23	21	35	40	40	42
わな猟	1,383	1,427	1,465	1,508	1,585	1,557	1,553	1,589
第 1 種銃猟	1,633	1,582	1,544	1,603	1,540	1,484	1,449	1,373
総 数	3,118	3,107	3,108	3,132	3,160	3,081	3,042	3,004

(イ) 新規狩猟者の状況

狩猟免許合格者については、平成 25 年度から年々増加傾向となり、令和 2 年度では約 540 人となっている。（表 5）。なお、新規狩猟者を増やす対策として、これまで年間 2 回実施していた狩猟免許試験を、平成 26 年度からは、年間 4 回の試験を実施している。

表 5. 狩猟者合格数の推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
網 猟	14	3	15	20	25	25	15	24
わな猟	213	185	236	278	300	276	273	364
銃猟	71	74	106	129	117	114	93	156
総 数	308	262	357	427	442	415	381	544

(2) 特定鳥獣（イノシシ）管理計画第 6 期の評価

これまでの目標値と実績を表 6 に示した。本県では、平成 29 年に第 6 期福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定し、令和 2 年度のイノシシ被害額を 3 億円にまで低減させるこ

とを目標として、被害防除、捕獲の推進及び生息環境管理について総合的に実施してきた。特に被害防除効果が高い侵入防止柵の整備については、県として積極的に推進し、直近5か年平均で385kmに及ぶ整備を行ってきた。

その結果、目標被害額3億円に対して、令和2年度の実績値は3億3千万円と目標達成までには至っていないが、第5期末の平成29年度の3億9千6百万円と比較して減少しており、イノシシ被害の軽減のため、これまでと同様に総合的な取組みを継続して行うことが重要である。

(3) 管理の目標

本計画の目標は、第6期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年4.5%低減させ、令和8年度までに県農林産物被害額を2億5千万円未満に抑えることとする。

ただし、本計画実施後に被害額が急激に変化した場合、計画中途であっても、計画の妥当性について検討するものとする。

表6. 農林産物被害額の軽減を図るための目標値及び実績（単位：百万円）

		特 定 鳥 獣 管 理 計 画																	
		第1期		第2期		第3期		第4期			第5期		第6期				第7期		
年次		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4~R8
被害額	目 標		530			300		390			300		300					300	250
	実 績	608	532	453	517	528	582	539	534	406	429	389	396	345	342	315	330		

(4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

(ア) 被害防除対策

被害発生地域では、地域に応じた侵入防止柵を選定し、国の鳥獣被害防止総合支援事業等を活用して柵の計画的な導入を推進する。また、正しい柵の設置や維持管理の方法について、研修会等での指導を徹底する。

(イ) 捕獲の推進

イノシシの捕獲については、やみくもな捕獲対策では被害軽減が困難であることを留意しつつ、被害地周辺における加害個体あるいは加害する可能性のある個体の捕獲を推進する。

(ウ) 生息環境管理

侵入防止柵の設置と捕獲の推進に加え、集落周辺の里山と未収穫放置作物の適正な管理を推進し、イノシシを寄せ付けない（イノシシにとって魅力のない）集落づくりを推進する。

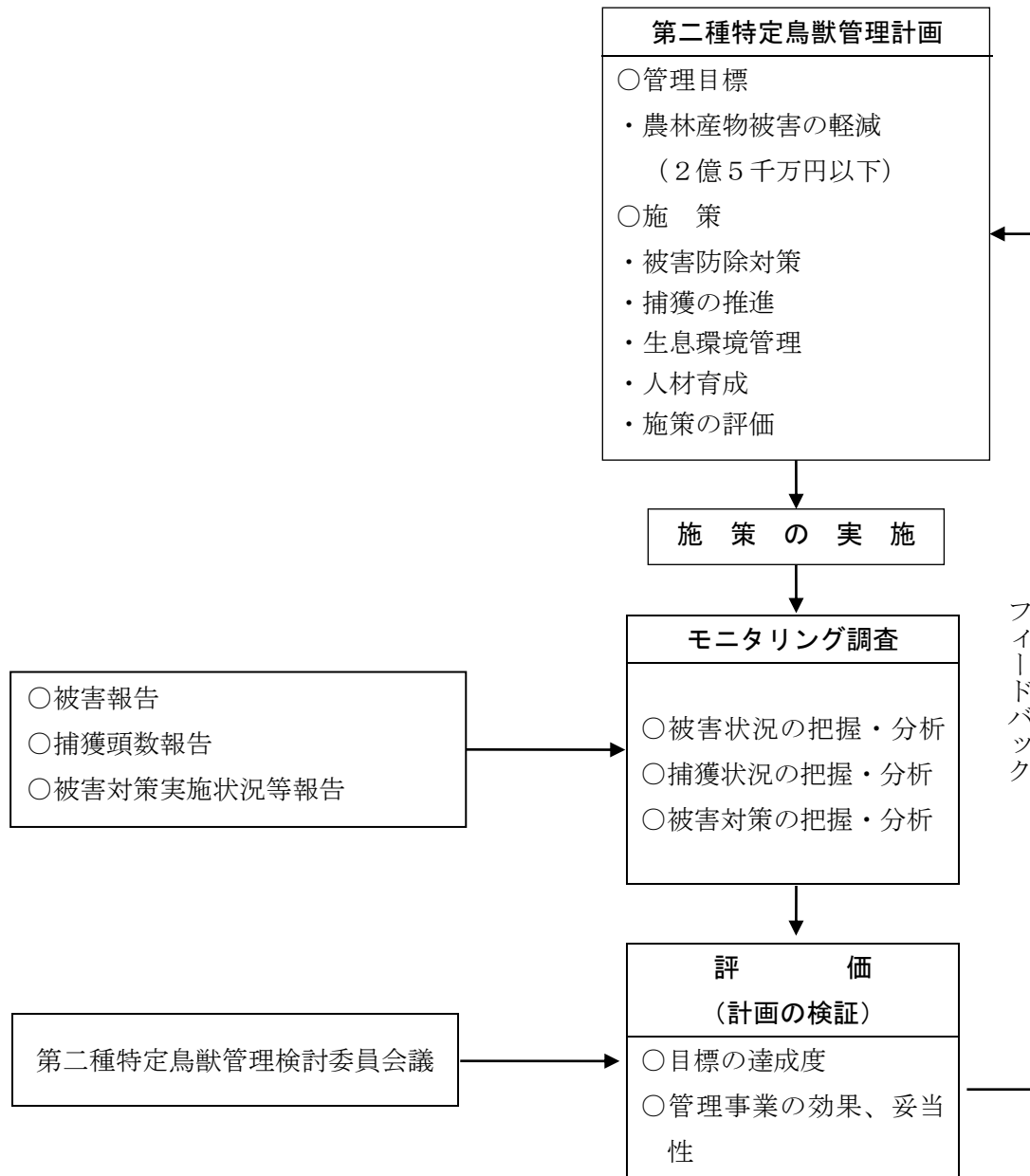
(エ) 人材育成

地域ぐるみでの総合的な対策を推進するため、集落代表者等への研修を実施する。

(オ) 施策の評価

被害防除対策、捕獲対策の実施状況を踏まえた農林産物の被害状況等を調査検証し、各種対策の効果を評価するとともに、施策を設定するものとする。

以下に管理体制のフローを示す。



施策評価体制フロー図

6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 狩猟による捕獲の促進

(ア) 狩猟期間の延長

イノシシの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。

(イ) 休猟区全域について、イノシシを捕獲することができる特例休猟区に指定する。

(ウ) イノシシについて、輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。ただし、架設の際には、事故がないよう架設場所等十分に配慮するものとする。

(2) 管理捕獲許可による捕獲の推進

(ア) 捕獲を強化するため、市町村による管理捕獲を推進するとともに、市町村による捕獲が困難な場合は、市町村からの要請に基づき、県が捕獲を実施する。

ただし、国立公園特別保護地区及び鳥獣保護区特別保護地区において捕獲を実施する場合は、他の鳥獣に影響を与えない方法によるものとする。

(イ) 農地周辺での自衛による箱わな捕獲を推進する。

農林業者が営農又は営林している土地の被害を防除（自衛）するために、箱わなにより捕獲を行う場合において、下記の条件をいずれも満たしていると市町村長が認め、管理捕獲許可を行った場合には、狩猟者登録を行わずに捕獲ができるものとする。

a 捕獲者

(a) 当該捕獲方法について、わな猟免許を有している者。

(b) 捕獲の趣旨を理解し、過去 10 年以内に狩猟関係法令に違反したことがない者。

(c) 狩猟者共済又は狩猟者保険に加入しており、捕獲の際に事故等により他人に生じた損失についての賠償能力を有する者。

b 捕獲区域

(a) 被害地及びその周辺の区域で、イノシシの生息状況及び被害の発生状況を勘案の上、必要最小限とする。

c 捕獲期間

(a) 許可期間は 1 年以内とし、イノシシが農作物等に被害を与える時期を考慮して、必要かつ適切な期間とする。ただし、次の場合は、鳥獣の違法捕獲等地域住民から誤解を招かないよう、捕獲の必要性や捕獲の実施方法等について十分に審査するなど適切に対応するものとする。

・ 狩猟期間及びその前後 15 日間の捕獲

・ 鳥獣保護区等の狩猟禁止場所での捕獲

d 猟具の表示義務等

(a) 使用する猟具ごと及び見やすい場所に、住所、氏名、連絡先、捕獲許可期間その他環境省令で定める事項を表示するなど、関係法令等を遵守する。

(3) 捕獲数管理

(ア) 狩猟による捕獲数の把握

狩猟者からの報告により狩猟期間中の捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(イ) 有害捕獲による捕獲数の把握

市町村等の協力を得て、有害捕獲における捕獲実態（捕獲場所、頭数等）を調査する。

(4) 捕獲補助者制度の周知

捕獲補助者制度が、平成 24 年度より開始されたことから研修会等で制度の周知徹底を図る。

(5) 獣肉の利活用推進

捕獲したイノシシについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。ジビエフェア等による野生鳥獣



ふくおかジビエのロゴ

肉（ジビエ）の普及を通じて、都市住民も巻き込んだイノシシ被害対策や狩猟者育成のための機運醸成を図る。

（6）その他

（ア）捕獲効率を高めるため、ICT（情報通信技術）等を利用した新しい捕獲方法の研究開発や新技術の普及に努めるものとする。

（イ）捕獲の担い手である狩猟者の確保と適正化のため、農業者等の狩猟免許取得を推進するとともに、法令や猟具の取扱い等についての講習会や捕獲技能の向上のための研修会を実施する。

（ウ）被害軽減を促進するため、地域ぐるみでの被害防除対策、捕獲対策を推進する。

7 第二種特定鳥獣の生息地の整備に関する事項

（1）生息環境の整備

イノシシ対策の課題は、農地周辺の生息環境管理である。特に被害の激しい中山間地域では、耕作放棄地の増加や果樹園の手入れ不足、森林の手入れ不足（放置竹林の拡大、クヌギ林の未利用等）等が、イノシシの餌場や隠れ場として好適な環境を提供していることから、耕作地の周辺にある耕作放棄地や手入れ不足の果樹園等については、イノシシが農地に容易に近づく要因の除去に努めるよう、多方面に啓発していく。

地域ぐるみで刈払い

被害の軽減



写真 1. 生息環境整備（緩衝帯整備）による県内の事例

8 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

（1）被害防除対策

農林作物被害を軽減するため、ワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止柵の設置を積極的に推進する。設置や維持管理については、集落ぐるみで行うことを推進する。

地域ぐるみで設置



電気柵の定期的な維持管理



写真2. 地域ぐるみで侵入防止柵の設置及び維持管理を行う県内事例

(2) モニタリングの実施

モニタリングは、狩猟及び有害捕獲の捕獲頭数及び農林産物被害額等について調査を行う。

(3) 計画の実施体制

福岡県鳥獣被害対策協議会及び各地域の鳥獣被害対策広域協議会を中心として被害防除体制を構築し、侵入防止柵の設置など効果的な被害防除対策の普及啓発、被害防除等に関する指導者の育成、集落の環境整備等、総合的な対策を推進していく。

佐賀県、長崎県とで構成する「北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議」において、三県合同一斉捕獲等の実施について調整を行う。

(4) 普及啓発と人材育成

(ア) 地域ぐるみの被害対策現地研修会及びわな研修会の開催

被害を軽減するためには、個々の対策を個人で行うのではなく、被害防除対策、捕獲の推進及び生息環境管理を地域の実情に応じて、地域ぐるみで総合的に行うことが重要である。

そこで、各農林事務所単位で集落の代表者等に対して地域ぐるみの被害対策現地研修会(平成24年度から各農林事務所単位で秋期から冬期に実施)及びわな研修会を実施して、集落を支援していく。

(イ) 新規銃猟者育成のための研修会の開催

新規銃猟者を対象とした安全技能向上射撃研修会や実地指南研修会を開催し、銃猟者の育成を図る。

○銃所持許可事前安全講習会：銃を所持する際に必要な取扱い方法や関係法令を研修

○安全技能向上射撃研修会：銃猟に関する安全な銃の取扱いや技能向上に関する研修

○実施指南研修会：銃猟初心者に対して現場での注意点や猟銃の操作等を研修

(ウ) 捕獲従事者の育成

新規狩猟者がベテラン狩猟者の指導の下、実践経験を積む県単事業において、捕獲従事者の早期育成を図る。

○鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣駆除従事者の育成

- わな猟で地域の有害鳥獣の捕獲に従事する農業者等の育成
- (エ) 鳥獣被害対策マニュアルによる被害対策技術の普及啓発

イノシシの被害対策に必要な知識・技術を普及させるため、鳥獣被害対策実践マニュアルや侵入防止柵の設置及び管理のチェックシートを作成し、ホームページ等を通じて一般県民に普及啓発する。また、同ホームページで狩猟免許の案内や猟銃の所持許可の方法等を広報する。

- 鳥獣対策総合案内コーナー（鳥獣対策、狩猟へのご案内など）の URL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tyoujuu-corner.html>

- (オ) イノシシに対する餌付け防止の徹底

近年、イノシシの餌付けによって手をかまれるなどの人的被害が発生している。餌付けによって人馴れしたイノシシが市街地に出没することで、生活環境被害や人的被害が予想されるため、餌付け防止のための看板や広報等によって一般県民に対して普及啓発をしていく。

(5) 事故・違反の防止

平成 26 年 11 月に本県において誤射による狩猟事故が発生した。今後の事故・違反の防止の徹底をより一層図るため、狩猟者や有害鳥獣駆除員に対して、講習会やチラシ等を通じて安全な銃やわなの取扱い等を指導していく。

【附属資料】

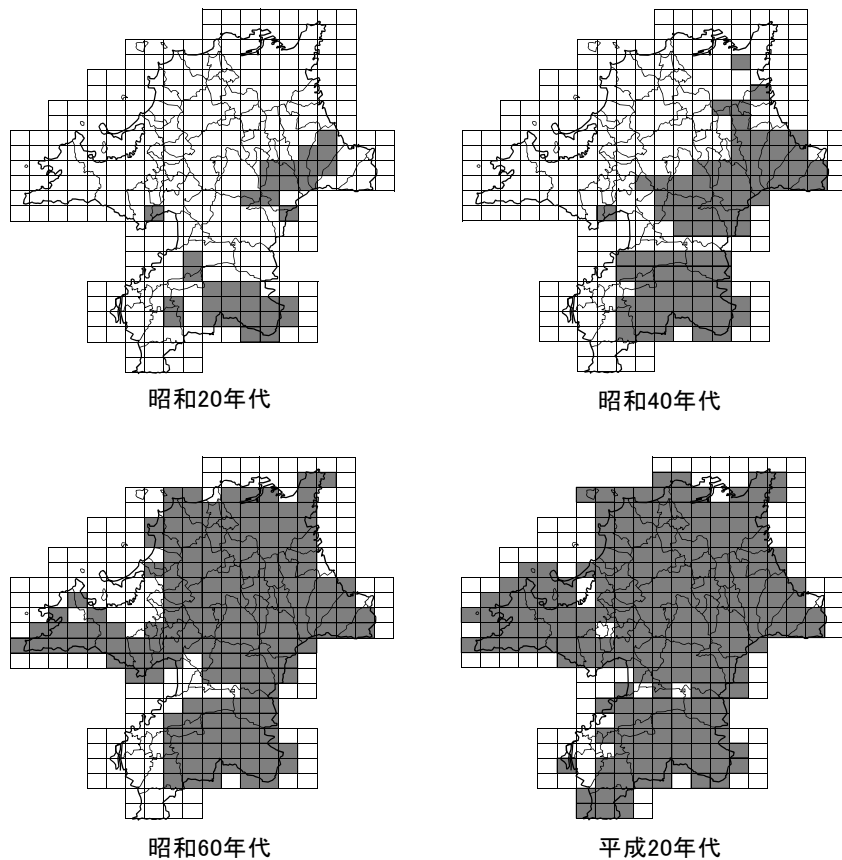


図-1 福岡県におけるイノシシ分布域の年代別推移

昭和40年代までは環境庁(1978)より、昭和60年代は福岡県狩猟に関するアンケート調査より、平成20年代は捕獲報告より作成。